

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その60)

老齢厚生年金の繰下げについて

Q

平成 19 年 4 月より 65 歳以降の老齢厚生年金を繰り下げて受けることができるのですが、どのようなしくみなのでしょう？

A

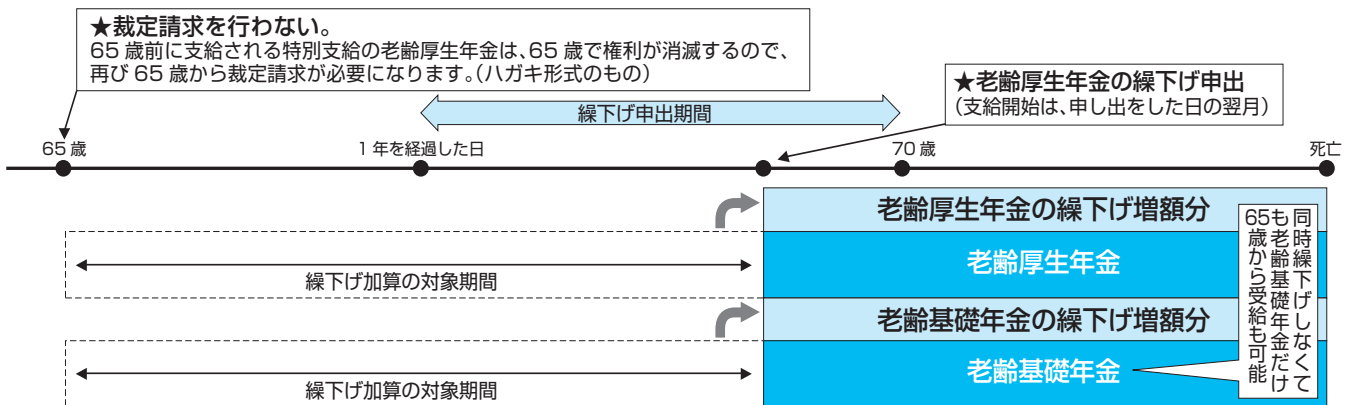
65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げは、受給権取得日から 1 年を経過した日前に老齢厚生年金を請求していないときは、受給権発生後 5 年を経過するまでは、いつでも繰下げを申し出ることによって年金額が加算されます。平成 12 年の年金改正で一旦廃止となりましたが、平成 19 年 4 月から復活することになりました。以前の制度をそのまま復活するわけではなく、従来は老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰下げしなければなりませんでした。老齢厚生年金のみ単独で繰下げることが可能となります。ただし、この制度は平成 19 年 4 月以降に老齢厚生年金の受給権が発生する人のみ利用できます。

◆ 繰下げの申出が出来る人 ◆

*平成 19 年 4 月 1 日以前に、65 歳から受ける老齢厚生年金の受給権が発生している人は繰下げ支給の対象とはなりません。

- 66 歳に達する前（受給権取得後 1 年を経過した日前）に、老齢厚生年金を請求していない人
- 老齢厚生年金の受給権を取得したときに、遺族年金など他の年金の受給権者でなかった人
- 老齢厚生年金の受給権を取得した日から 1 年を経過した日までの間に、他の公的年金の受給権者とならなかった人

◆ 繰下げ制度のしくみ（平成 19 年 4 月～）◆



◆ 在職者（厚生年金被保険者）が繰下げを希望する場合 ◆

『60 歳後半の在職老齢年金の仕組み』によって支給される部分だけが、繰下げの対象となります。支給停止になっている部分は、繰下げ加算の対象にはなりません。



（例）67 歳まで在職、退職後繰下げ申出する場合



▲ 65 歳

▲ 67 歳
繰下げ申出(退職)

◆ 繰下げ支給率（老齢基礎年金）◆ （注）老齢厚生年金の繰下げ支給率はまだ政令がでていません。

請求時の年齢	支給率 (%)
66 歳 0 カ月～ 11 カ月	108.4 ～ 116.1%
67 歳 0 カ月～ 11 カ月	116.8 ～ 124.5%
68 歳 0 カ月～ 11 カ月	125.2 ～ 132.9%
69 歳 0 カ月～ 11 カ月	133.6 ～ 141.3%
70 歳以上	142%

<備考>

- * 65 歳前に支給される特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ制度はありません。
- * 65 歳以降に支給される老齢基礎年金に関しては、平成 19 年 4 月以前に受給権が発生する方も繰下げすることが可能です。
- * 東洋紡の企業年金基金には繰下げ制度はありません。

* 今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@staff.toyobo.co.jp までメールしてください。

